



社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2018. 12. 1 発行

賞与からの社会保険料控除について

- ◆ 前回の「お知らせ」でご案内差し上げたとおり、今年度は厚生年金保険料率の改定が行われていないため、6月にお送りしている「賞与からの社会保険料控除額表」をそのままご利用いただくことが出来ます。お手元に見当たらない場合にはお手数ですがご連絡を頂戴できれば、すぐにお届けいたします。
(㊤ 健康保険組合にご加入の事業所様の健康保険・介護保険料率は下記と異なります。)

[参考] 平成30年12月1日現在の社会保険料の料率は下表のとおりです。 料率： / 1000

	適用料率	会社負担	従業員負担
厚生年金保険（一般）	183.00	91.50	91.50
健康保険（協会けんぽ；岩手県）	98.40	49.20	49.20
介護保険（第2号被保険者）	15.70	7.85	7.85
子ども・子育て拠出金	2.90	2.90	—
計	300.00	151.45	148.55

年次有給休暇の管理について

- ◆ 来年4月1日からの、年5日以上年次有給休暇付与義務の実施にあたり、職員ごとの有給休暇の取得状況、取得予定の把握等の管理が重要となります。別添で「有給休暇取得管理表」をお届けしますので、ご活用下さい（用紙裏面は記入例です）。なお、エクセルデータをご希望の場合は、当事務所担当者までご連絡をお願いいたします。
年次有給休暇の付与日、付与日数、時効等に関しご不明な点につきましてはお気軽にお問い合わせ下さい。

健康保険被扶養者認定の際の添付書類変更について

- ◆ 平成30年10月1日から日本年金機構に提出する「健康保険被扶養者届」に添付する書類が変更になりました。扶養の認定を受けようとする場合は、続柄確認のため原則として戸籍謄本または戸籍抄本の添付が必要です。別居の場合は仕送りの事実が確認できる書類等の添付も必要になりますのでご注意ください。
当事務所で手続きをお預かりする際には別添の「扶養家族異動届」のご提出もお願いしております。よろしくお願いたします。

冬季の転倒災害にご注意を

- ◆ 冬場の、積雪や路面凍結等による転倒災害の発生にご注意下さい。例年、事業所敷地内駐車場で転倒や、職場玄関先での転倒事故が発生しています。事業所の安全配慮義務違反の責任も問われかねません。職員さんへの注意喚起はもちろん、除雪の徹底、融雪剤の散布を行うようにしましょう。